

3 運営指導について

3-1 令和7年度運営指導における指摘事項及び指導事項について

令和7年度は、地域密着型サービス事業所11ヶ所に対し指導を行いました。

指導時に指摘した事項は、以下のとおりです。

- (1) 「サービス種別」の欄については、令和7年度の運営指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。
記載がないサービス事業所においても、対象となる場合がありますので、関係法令を参照いただき、少なくとも1年に1度は事業所運営状況や介護給付費算定要件を自主的に点検するようにしてください。
- (2) サービス種別の略称は、以下のとおりです。

地密通所：地域密着型通所介護

G H：認知症対応型共同生活介護

地密特養：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【運営基準外】

	指摘事項	サービス種別	助言・説明	法令根拠(※1)
1	事業所の従業者及び従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。	地密通所	業務上知り得た秘密を保持するための措置が何も講じられていなかった。秘密は守るよう口頭で指導していたが、文書で記載されている形では措置をしていなかったため指摘となったもの。	3条の33準用
2	従業者の各職務については「専ら提供に当たる」ことが原則のため、職務の兼務は、最小限に留めるようすること。	地密通所	地域密着型通所介護は、基準上生活相談員が常勤でかつ専従である必要があるが、従業者に配置可能な者がいるにも関わらず、加算算定のためとして、他に看護職員、機能訓練指導員を兼務している職員が交代で配置されていた。加算算定はサービス提供上必須のものではなく、加算算定のために人員の配置基準を曲げることは適切とは言えないと思われたため、指摘となったもの。	20条 解釈通知
3	日勤時間帯については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員(看護職員含む)を配置すること。	地密特養	勤務形態一覧表が勤務予定の内容になっており、日勤時間帯の後半を勤務する運番者の勤務内容が記載されていない日があったために指摘としたもの。実際は早番者が勤務時間を延長する、若しくは夜勤者が早く来て勤務する等に対応し、基準を満たしていた。同様のケースについては、勤務実績の内容を記載した勤務形態一覧表を作成いただきたい。	167条
4	運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。	地密通所	地域密着型通所介護で複数の事業所に見受けられた指摘だが、基準省令に記載されている事項であり、会議未開催の場合は基準違反であるため、文書指摘となり改善報告を要することになるのでご注意ください。詳細は「8-4 運営推進会議の実施について」を参照のこと。	34条
5	日中時間帯のサービス提供時は、ユニットごとに、利用者の数が3又はその端数を増すたびに、介護従業者を常勤換算方法で1以上となるようにすること。	G H	この場合の「利用者の数」とは前年度の平均値のことである。多くの認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット定員は9名であるため、年間の利用者数平均が6名超9名までの場合は、現状の利用者が6名以下である場合でも日中時間帯について、常勤換算方法で3以上の介護従業者が必要となるが、従業者の休職、利用者の入院などが立て続き、満たしているかあいまいな状態になってしまい、指摘となってしまったもの。	90条 解釈通知
6	介護計画の短期目標を更新すること。	G H	長期目標と短期目標を定めた計画を作成していたが、短期目標期間が終わっても計画見直しをしていなかった。	98条

7	利用者との契約書に、事業者の捺印、利用者及びその家族の署名が漏れているケースが見受けられたため、契約書全件について確認すること。また、利用者との契約書類、サービス提供の記録類に修正テープの使用が見られたため、改善すること。	G H	契約書に事業者の捺印は現状必須とはしていないが、利用者全件に対し捺印するののかしないのかは統一されたい。利用者及びその家族の署名については同意を得たかの証拠となるものであるため、漏れがないようにお願いしたい。また、契約書類、サービス提供の記録類は介護保険請求に関わる公的書類のため、修正テープや修正液の使用はしないようにしていただきたい。	3条の7準用 (契約は書面に拠ることについて)
8	指導日時点において、介護計画が作成されていないケースが見受けられたため、他に同様のケースがないかの確認を行い、未作成のケース全件について早急に介護計画を作成すること。	G H	計画目標期間が終了しているにも関わらず見直しが漏れていたケースがあったため、指摘となったもの。	98条
9	身体的拘束等を行う場合には、その時間及び態様、その際の利用者の心身の状況を記録するようにすること。	G H	身体的拘束を実施したケースがあったが、本人、家族からの同意は得ていたものの、実施時の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録しておらず指摘となったもの。	97条6項
10	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うようにすること。なお、業務継続計画に研修・訓練の実施について記載する場合には、研修を年2回以上、訓練を年2回以上、感染症、災害各々に実施する必要があるため、正しく記載するようにすること。	地密特養	入所、入居系事業所については、業務継続計画（BCP）の研修、訓練を各々年2回実施する必要があるが、事業所作成のBCPの記載は「訓練を、各事業所単位で年1回は実施する。」となっており、基準に満たない内容となっていたもの。実際の研修、訓練は基準省令どおりに実施されてはいたものの、基準の理解という面から指摘とした。	3条の30の2準用 解釈通知
11	機能訓練指導員 1以上を定期的に配置すること。	地密通所	土日祝日にも営業日がある事業所であり、従業員の勤務ローテーションの都合で、本来配置されている生活相談員が休日の日は別の職員が生活相談員として配置され、本来機能訓練指導員として配置されている職員が介護職員として配置されることとなってしまう、長期間機能訓練指導員の配置がない状態となっていたので指摘したもの。	20条1項4号

(※1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令 平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号）

(※2) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

【報酬算定】

	指摘事項	サービス種別	助言・説明
1	看取り介護加算を算定する場合、看取りに関する指針について、入所の際に入所者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ることは原則入所時に行う必要があるため、今後は入所時に行うようにすること。	地密特養	当該加算に係る施設基準のひとつに、看取りに関する指針について「入所の際に」入所者、家族に説明して同意を得ている必要があるが、看取り介護開始前の説明であったため指摘したもの。

【根拠法令】

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号）

別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

3-2 令和8年度の実施予定について

本年度も昨年度と同程度数の事業所に対し、指導を実施する予定です。

対象となる事業所を決定次第、事業所宛てに日程調整の連絡を行います。

※10月頃から開始する予定です。

【運営指導の流れ】

	時期	内 容
1	約2か月前	事前連絡 (対象事業所へメールでご連絡します。)
2	約1か月前まで	指導実施通知文の送付 (郵送でお届けします。)
3	2週間前まで	事前資料の提出 対象事業所は、次の書類を作成し、市に提出します。 ・自己点検シート ・直近の勤務形態一覧表
4	指導当日まで	「確認文書」の準備 対象事業所は、「確認文書」を準備します。 「確認文書」は、指導実施通知文に記載されています。 ※確認を行うのは、前年度以降分の文書のみです。
5	指導当日	市より担当職員3名で事業所を訪問します。 次の事項について確認するとともに、必要に応じて指導を行います。 【確認事項】 ・人員、設備、運営の基準（確認文書を確認） ・報酬の基準（加算等の要件に関する文書を確認） ・介護計画（数件程度） 事業所は、管理者が同席してください。 報酬請求等の担当者が管理者とは別である場合は、可能な範囲で同席してください。 ※確認する介護計画は、当日お伝えします。 当日の所要時間は、2時間30分以内を目標とします。
6	後日	市より、結果を事業所に通知します。 (必要に応じ、改善報告や介護報酬の過誤調整を求める場合があります。)